

空間デザイン通信

2020
VOL.20
SUMMER

期首のご挨拶

コロナ禍を会社成長のチャンスと捉え、 第25期も、社員一丸となって挑戦し続けます！

令和2年9月、弊社は第25期のスタートを無事迎えることができました。第24期(2019年9月～2020年8月)は売上高2.67億円、経常利益5百万円で増収増益となりました。まずもって、社員そして協力会社の皆様に感謝申し上げます。

さて、現在の概況を報告させていただきます。3月上旬より新型コロナウイルス感染症の流行で、社員の出勤が徐々に難しくなりました。4月緊急事態宣言後、鉄道利用の社員は基本テレワーク(在宅勤務)に切り替え、私も自転車通勤に切り換え会社に通勤しました。緊急事態解除後は、個々のスキル、業務状態に合わせて在宅勤務を併用しています。

テレワーク対応については過年度よりの働き方改革への取り組みにより、フレックスタイム制度の導入、リモートワーク(在宅勤務)規程の策定やリモートワークに向けてのクラウド化、ウェブ会議システムの導入などを進めていたことが功を奏し、大きな問題もなく移行することができました。

業務に関しては、コロナ禍で現地調査や打合せが難しくなり、工程がずれ込んだ業務もありますが、7月からは、ほぼ正常化し業務を進めています。延期開催予定となった東京オリンピック関連業務は、変更設計を進め、来年度の実施に備えています。

第25期については、IT補助金申請が採択されたのをきっかけに、Autodesk社RevitやRhinoCerosなどを導入し設計業務のBIM活用を進めます。これにより、設計品質の向上、各種検討のビジュアル化による決定の早期化などを図る予定です。様々な設計課題を数値化・見える化しエビデンスに基づく意思決定を行っていきます。同時にバックオフィスの業務も、クラウド化を機に全て本社に集約、またはデータ化して、社内各種情報の統一、一元化、業務効率化を図ります。

また、環境対応については現在エコアクション21を取得済ですが、更なる環境品質の向上を目指し、ISO14001を取得する予定です。

そして新たな試みとして、成田国際国際空港や大阪メトロ、千代田区、池田市などの公共施設トイレ設計で培ったノウハウを生かし、グリーンハートインターナショナルの「水浄化システム」を活用したエコトイレの普及に協力していきます。

これからも、様々な取り組みにチャレンジして、社会に必要とされる会社として成長していきます。皆様のご支援をよろしくお願いたします。

代表取締役 **阿部弘明**



オールジェンダー利用の視点から 誰もが使いやすいトイレのあり方を考えよう

先日、知人に誘われて一風変わったトイレセミナーに行ってきました。Rainbow Tokyo 北区が主催する「オールジェンダー利用の視点から見た、誰もが使いやすいトイレのあり方を考えよう」という内容のセミナーで、数多くの公共トイレの設計を手掛けている当社にとって大変興味深いものでした。

現在、性的マイノリティについてはLGBT(L(レズビアン)G(ゲイ)B(バイセクシャル)T(トランスジェンダー))は知る人も多くなっていると思いますが、それだけでは分類しきれず、Q(クイアもしくはクエスチョン)I(インター

セクシュアル)A(アセクシュアル)P(パンセクシュアル)を加え、LGBTQIAPと表現したり、カテゴリーせず全部まとめてSOGI(ソジ、Sexual Orientation(性的指向)、Gender Identity(性自認))という言葉を使ったりしています。

いずれにせよ公共トイレに多様な性(オールジェンダー)の利用者がいることは間違いないのですが、今までは物理的に利用困難な利用者のための公共トイレ整備(男女トイレにおける手摺の整備、身体障がい者利用のための車椅子利用者用トイレ、人工肛門装着者や乳幼児が利用可能な多目的トイレ、聴覚障

がい者のためのフラッシュライトの設置、外国人のための多言語表示サインなど)を行ってきました。しかしながら、多様な性に対応するにはどうすればいいのか、この問題の背景には私達のジェンダー認識を変えていく必要(バイアスの除外)もありますので、今まで通りのハード施設整備だけでは進めることが難しい課題です。トイレ整備は一度施工されると、少なくとも10年程度はそのまま利用されます。設計者として将来の社会を見越した見識が必要となると考えさせられるセミナーでした。



(阿部)



設計

新宿御苑インフォメーションセンターの 防水工事の設計を行いました

新宿御苑インフォメーションセンターの防水及び外構改修の設計を行いました。計画地である新宿御苑は、徳川家康の家臣・内藤清成が賜った大名屋敷がルーツといわれています。ヨーロッパ式の整形式庭園と風景式庭園、日本庭園を巧みに組み合わせた庭園は、日本における数少ない風景式庭園の名作です。

今回は、漏水の報告があり、その対策として主に既存金属屋根（緑青色のカラーステンレス）の改修設計を行いました。屋根形状が複雑なことや営業しながらの改修であることに配

慮して、改修工法は場所ごとに選定しました。

屋根勾配の緩い平場部分は、雨水の溜まりやすい形状となっています。そのため、既存金属屋根を残してその上から新たな防水層でカバーする工法としています。

具体的には、取合の多い金属屋根に対して、面で防水層を形成できる塩ビシート機械式固定工法としています。インフォメーションセンターの正面にあたるドーマー屋根は、意匠性に配慮して金属屋根の葺き替えとしています。



(鈴木)



複雑な形状の屋根の防水工事は、場所ごとに改修の工法を変える設計をしました

建築 基準法

「既存不適格建築物」についてご存知ですか？

「既存不適格建築物」とは竣工時は適法で建てられたものが、以後の法改正等により現在の法律に適合しなくなってしまった建築物の事を示します。現行法には適合していない状態ですが、そのまま利用する場合には遡及適用はしません。

また、手を加えることで建築基準法に合致しなくなってしまった『違法建築』とは区別されます。増築等(増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替え)を行う場合、増築等を行う部分以外の部分(既存部分)についても遡及適用が必要となりますが緩和措置も存在します。

建築基準法86条の8(全体計画認定)には、

既存不適格建築物に増築等を行う場合において、特定行政庁が一の建築物について2以上の工事の全体計画が「全体計画認定の基準」に適合すると認められた場合は、最後の工事に着手するまでは既存不適格として取り扱い、最後の工事完了時まで段階的に現行法令に適合させれば良いとする制度です。

また、当該2以上の工事中に法改正がされ規制強化された場合でも、認定を受けた建築物についてはその規定は適用されません。増築等の工事を複数回に分けて、段階的に改正後の建築基準法に適合させていく方法です。

増築等を行う場合には検査済証の有無や緩和措置の適用によって必要期間や費用面でも大きく変わりますので注意が必要です。



(榎田)

実例紹介

市立藤井寺南小学校 既存不適格改修工事設計監理業務



改修後



改修前

別棟の増築工事の際に既存建物の法適合を求められたため、建築基準法86条の8(全体計画認定)を用いて段階的な法適合を満足させるための設計監理業務です。

主な工事内容は既存建物の防耐火処置で、防火区画や各随時閉鎖式防火設備の整備、消防代用出入口の整備などが主なもので、既存建物の形状を維持しつつ法適合をさせるために現場で変更になった部分も含めて工事監理を行いながら、大阪府と協議を進めました。コロナ禍の影響もあり、夏休みの短縮や現場での収まりの検討箇所も多く、発注者様側で多分にフォローを頂けたこともありましたが、無事に完了致しました。

建築 基準法

建築基準法の改正について

建築基準法は「国民の生命、健康および財産の保護」を目的に、建築物の守るべき最低限の基準を定めています。世の中の「建築物」を建てる時には必ず知っておかなければならない法律で、社会の情勢などに応じて細かく変更を繰り返して行っています。

平成30年にも「200㎡以下の建築物の他用途への転用は、建築確認手続きを不要とする。」という建築基準法の大きな改正がありました。法第6条の緩和となりますが、今まで既存建物の用途変更を行う場合、建築確認手続きが必要な規模は100㎡を超えるものでしたが、200㎡を超えるものに変更になったことで、確認申請などの手続きが簡素化し、戸建て住宅等を民泊やグループホームなどへ転用す

ることが容易になり、既存建築ストックの活用を促進することができます。空き家の数がここ20年で1.8倍に増加しており、用途の変更などによる活用を狙った法改正と言えるでしょう。

ただ、あくまでも手続きの省力化ですので、用途変更を行う際は建築基準法に適合させることが原則となります。つまり、逆の言い方をすると確認が不要となった分、建築士の責任の範囲が大きくなったといえます。近年、既存建物の改修や用途変更の案件が増えてきていますが、これらの設計にあたってより詳しい知識とそれに伴う責任が設計事務所、建築士には求められます。我々もこれらの法改正の内容はもちろん、その意図を理解し設計に臨んでいます。



(山田)

IoT

3Dモデルを使った建築の最新ワークフロー BIM (Building Information Modeling) の本格導入!

当社でも今期よりAutodesk社RevitやRhinocerosなどを導入するとともに社内BIM推進グループを立ち上げ、本格的なBIM活用に取り組んでいきます。

BIMとは、Building Information Modeling (ビルディング インフォメーション モデリング) の略称で、コンピューター上に作成した建物の3Dモデルに、コストや仕上げ、管理情報などの属性データを追加した建築物のデータベースを、建築の設計、施工から維持管理までのあらゆる工程で活用する建築の新しいワークフローです。

私達が行う設計業務では、出来る限りお客様の理想の空間創りに近づけるため、先ずお客様と設計事務所のイメージを間違うことなく共有することが必要です。このイメージ共有がうまくいかないまま設計を進めしまうと、お客様にとって思いもよらぬ空間が出来てしまうといったことや、設計課題に対し効果的な解決策になっていないなどのトラブルの可能性があります。

設計初期からBIMを用い視覚的に打ち合わせすることによってお客様をはじめとする設計各セクションの関係者と高い精度でのイメージ共有を図ります。

また、設計課題に対して3次元での可視化・数値化により根拠に基づいた空間創りのご提案を行っていきます。まずは設計実務においてBIMをうまく使いこなせるよう取り組んでまいります。

があります。

また、設計課題に対して3次元での可視化・数値化により根拠に基づいた空間創りのご提案を行っていきます。まずは設計実務においてBIMをうまく使いこなせるよう取り組んでまいります。

また、設計課題に対して3次元での可視化・数値化により根拠に基づいた空間創りのご提案を行っていきます。まずは設計実務においてBIMをうまく使いこなせるよう取り組んでまいります。



(谷口)

研修 入社3年目の学び

東京中小企業家同友会主催の入社3年目研修に参加いたしました。この研修の目的は3つあります。1つ目はこの3年間で振り返り今後の目標を考えると、2つ目はこれまでと違った新たな意識を持つこと、3つ目は同じ3年目の社員と交流を持ち、仕事の意義と価値を見直すことです。



講義は主にグループワークで実施され、3年目社員5名と助言者である先輩社員2名で行われました。講義の中で特に印象に残っていることは、先輩社員が自身の経験を踏まえた上で目標設定の重要性とその実現方法を具体的に説明して下さったことでした。抽象的な目標を細分化し更にそれを具体的にしていくことが重要だと学びました。これを業務で実践し、自分自身を高めていけるよう今回の学びを活用しようと考えております。社外の同じ立場の方々との意見交換をすることで自分の仕事の意義・価値・考え方を改めて見直す事ができ、意義のある研修でした。



(鈴木)

大大阪時代の面影探訪

～淀屋橋・北浜エリアのレトロ建築を巡る～

大正後期から昭和初期にかけて、大阪市が人口・面積・工業生産額でも日本一となり近代化産業都市へと変貌し「大大阪」が誕生しました。この頃に、民間主導特に船場*の商売人たちによる鉄筋コンクリートのビルディングが多く建設され、今でもその当時の姿のままに残っているものがあります。意匠を凝らした外観や内装、当時の建築の流行など見所が満載です。そしてショップやギャラリー、事務所など現役で活躍している建物は大阪の近代建築、レトロビルとしてとても人気があります。大阪へ来る機会があればぜひ散策してみてください。



(中尾)



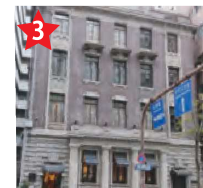
※「船場」とは現在の淀屋橋～北浜～南船場一帯で古くは豊田秀吉が大坂城を築く際に町人街として新たに開発したのが始まりです。



1 旧八木通商大阪本社ビル
大正時代に辰野金吾が設計。昭和に入り国枝博デザインファサードに改築



2 芝川ビル
マヤやインカを思わせる装飾で異彩を放つビル。澁谷五郎、本間乙彦が設計



3 新井ビル
シンメトリーな外観が重厚なビル。大正11年河合建築事務所が設計

4 船場ビルディング
エントランスを抜けると四層吹き抜けの中庭が広がり喧騒を忘れる異空間が広がっている

5 生駒ビル
時計塔が目印のオールデコ調のビル。大阪建築界の重鎮・宗兵衛の設計で昭和5年竣工

働き方 フレックスタイム・テレワークが定着してきました

新型コロナウイルスの影響により毎年開催している本社と東京との合同研修は断念することとなりましたが、これまで以上に連携を取れるよう週一回の全体オンライン会議も取り入れ一丸となって仕事に取り組める体制が出来上がりました。

このような時だからこそ多様な働き方を求め、各々が自分のスタイルで働けるよう制度・組織も見直されました。今後はワークライフバ

ランスを考え各自の成長を感じられるような環境を構築していきたいと考えています。

女性活躍推進法に基づく行動計画や雇用環境の整備を行うための行動計画を策定しました。設計業務は、どうしても残業が多くなりがちです。自分の時間をどう使ってバランスを整えるかを課題として全社で取り組んでいます。また『三密』にならない環境構築や衛生環境を整えることを徹底しました。それによりイン

ターンシップの受け入れやパソコンスクール生の実習の場を提供することが出来ました。人と接する機会が少なくなったコロナ禍でも外部の風が入り社員にとってもいい勉強となりました。

フレックスタイム・テレワークによる時と場所を選ばない働き方改革のお陰で、各自の出来る事を最大限発揮できる職場環境に近づいています。



(相原)

新技術 建物の非接触化の生活(タッチレスソリューション)について

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、様々な施策が講じられています。建設業界も例に漏れず様々な基準の見直しを計っており、行政庁などは衛生基準について様々な意見を取り入れながら新基準の策定を進めていると聞きます。

建物の非接触化もその一つで、新型コロナウイルスが拡大し始めた当初にエレベーターの押しボタンを爪楊枝で押すようにするというニュースがあったのが記憶に残っています。

現在エレベーター会社などは顔認証システムや入退場ゲートシステムと連携し、行き先登録をしておくことで、ボタンを押す行為をなるべく減らせるタッチレスソリューションの展開が進んでいます。

当社の関わる部分で特に多いのはトイレの設計です。タッチレス水栓や自動開閉、自動洗浄など非接触化などのトイレ設備は、最先端の取り組みがなされており、皆さんも一度は体験されているのではないのでしょうか。

当社のトイレ設計実績でも幾つかの利用があり、現在進んでいる学校トイレの改修などでも積極的に非接触の機器選定や、無扉化などを念頭に置きながら設計を行っています。

昨今の状況を見ると、トイレやエレベーターに関わらず、建物の非接触化は、当たり前前の時代が来ると思います。

今後もタッチレスソリューションの動向に注目していきます。



(檜山)

空間デザイン・トイレ設計事例 File 3



一ツ橋公衆便所

(東京都・千代田区)

一ツ橋にある公衆便所の改修を行いました。改修前の外観はタイル貼りですが昔のトイレという印象を受けます。この公衆便所は橋の入り口の角にあり、上に首都高が通っているため、日影になりやすい場所です。そのため、改修後の外観は木目調とし木の温か味や落ち着いた雰囲気を感じられるようにしました。また、女子トイレは



(渡邊)

Before



木の温もりが感じられる新しい公衆便所は、明るく、清潔で、落ち着いた利用できると好評です

After



防災

防災まちづくりに協力しています

東京事務所の建築士は東京都防災ボランティアに登録しております。今年も講習会へ参加して新たに2名が登録されました。

また登録済の社員は、豊島区主催の被災建築物応急危険度判定模擬訓練に参加しました。実際の建物をチェックし、タブレットを使用して判定します。いざという時の為に何事も訓練は必要です。



(相原)

被災建築物応急危険度判定とは

地震で被害を受けた建築物について、その後の余震等による倒壊や落下・転倒危険物等の危険度を判定して、その結果を表示する制度です。判定結果は、赤・黄・緑の判定ステッカーで表示し、住民や歩行者等に危険情報を提供することで、「人命に関わる二次災害を防止する」ことを目的としています。

編集後記

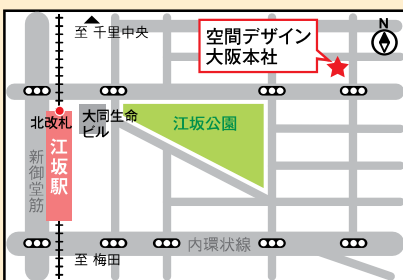
冬を迎え、新型コロナウイルスの感染対策に改めて気持ちを引き締めていこうと思っております。マスク着用の徹底・体温測定・手洗い・消毒・打合せ時の距離・換気など引き続きしっかりと行ってまいります。来社される方には引き続きご協力の程宜しく願いいたします。寒さの中の換気の徹底等これまで経験したことのない対応もありますが、その都度アイデアを出し合っています。このような変化の時こそ希望や明るさを常に持ち続けて進んでいきたいです。第25期は皆でBIMの活用に向けてスタートします。(宮本)

空間デザイン通信 20号 2020年12月発行

大阪本社

〒564-0062
大阪府吹田市垂水町3-24-1
シンプレックス江坂 402
TEL 06-6192-8751
FAX 06-6192-8752

地下鉄御堂筋線「江坂駅」北口下車。東に徒歩5分。大同生命ビルと江坂公園を通り抜けたらすぐです。



東京事務所

〒170-0002
東京都豊島区巣鴨4-13-19
Wiser 巣鴨2階
TEL.03-5980-8535
FAX.03-5980-8536

JR山手線「巣鴨駅」徒歩13分。
都電荒川線「庚申塚駅」徒歩2分。巣鴨地蔵通り商店街の中です。

